

過ぎないけれども、私は上流の生活の一部分は矢  
張り庶民の間に模倣され、其文化的享受として其  
生活の向上があつたことゝ考へたい。庶民階級の  
凡てがいつも土芥の如くに蠢々たる生活に甘んじ  
てゐたのではないと云ふことが多少とも認められ  
るならば其れでよいのである。或はかゝることは  
何の時代に於てもあることで事新らしく述ぶるの  
要がないものであるとするかも知れぬが、私は平  
安朝と云ふ特定の時代に於て、此の事には多少の  
意味がある此の久しき間、兎に角大戦亂を見るこ  
となしに、太平が続いた云ふことは文化の上から  
見て其發達と國民生活上に好結果を持ち來したも  
のであるとしたいので常に國司の收斂や庶民の悲  
慘なる生活の一面のみを説いて平安朝の文化が階  
級的に一層廣がつてくることを度外にする從來の  
研究の態度に對して辯じたいのである。而して庶  
民階級の文化接觸は如上の説述にては尙薄弱にし  
て未だ其の臻る處に達せざるの觀がある。此に於  
て吾人は第三の宗教信仰の方面に就いて考察する  
要がある。

## ヘンリ四世時代の獨逸 (上)

特に都市の勃興に就いて

文學士 植村清之助

### 一 序 説

教界革新、法權振興の二大方策を提げて奮闘し  
た法皇グレゴリ七世と時を同うして出たザリエル  
朝(フランケン)第三代の獨逸皇帝ヘンリ四世は、

かのイングエスチール(僧職任命權)の問題で、  
法皇と空前の大衝突を惹起し政教兩權抗爭の端を  
開いた中世史上名の顯れた君主である。帝は法皇  
廳の壓迫に搗て、加へて國內諸侯の猛烈な反抗に  
出遇ひ、東奔西走席の暖まる暇もなく榮枯浮沈の  
定めなき生涯を送つたのである。而も帝は單に皇  
帝對法皇の關係に於てのみ忘るべからざる史的人  
物であるばかりでなく、其治世は獨逸の國家統制  
政治組織並びに社會生活の上に一轉機を形づくつ  
て居るのであつて、獨逸史上重要な意義を有して  
居る時代であると考へられるのである。斯様にヘ  
ンリ四世及び其時代は一般中世史の上でも將た又  
た獨逸國家史中でも重要な位置を占めて居るので  
あるから、別段其人物が非凡であるといふではな  
く其手腕が卓越して居る譯ではないに關らず、帝  
を中心として其時代を考究するといふことは甚だ  
必要なことであり、又興味のあることである。然

しながら政教兩權衝突の問題に於ける主人公は矢  
張グレゴリ七世を頭首とする羅馬法皇廳であつて  
ヘンリ四世は寧ろ受働的立場にあるのであるから  
帝を本位として此問題を取扱ふのは聊か主客轉倒  
の嫌ひがある。これに反して當時に於ける獨逸の  
國家社會の狀勢に對し史的觀察を下すに當つて、  
帝の政策を中心として此時代の趨向を説くのは極  
めて妥當のことであつて、ヘンリ四世在位の史的  
意義はこの方面に於て闡明せらるべきものであら  
う。余輩が本篇に於て述べやうとする所は表題の  
示して居る如く専ら此方面から帝の治世其政策を  
説いて、當代に於ける獨逸の國情を明かにしやう  
とするにあるのであるが、特に自分が興味を中心  
として居るのは都市の勃興、皇帝と市民階級との  
關係にあるから、この問題に就いて一層詳しく叙  
述したいと考へるのである。

ヘンリ四世時代を研究するに當つて主要な史料

りしては、ラムベルトの年代記 (Die Jahrbücher des Lambert von Hersfeld) ヲクハルトの年代記 (Die Chronik des Ekkehard von Aura) プルノアのザクセン戦記 (Der Sassenkrieg von Bruno) ヘンリ四世傳 (Das Leben Kaiser Heinrichs des Vierten) シントールの年代記 (Die Jahrbücher Bertholds von Reichenu) シルノールト年代記 (Die Chronik Bernolds von St. Blasien) アウグスブルグ年代記 (Die Jahrbücher von Augsburg) など殆んど枚擧に違ない諸記録が存在して居る。然しながら當時の如き皇帝對法皇の抗争政教兩權の衝突が烈しくて黨派的精神が強かつた時代に於ては是等諸記録の筆者も政争の外に超然として居つて公正な觀察を下すことが不可能であつたのは勿論のことであるから、其記述して居る所は、孰れも先づ著述者の能度如何を検し、且他の諸記録の記事と對照吟味し嚴正に批判する必要がある。それ

であるから最も上乘の史料とせられて居るラムベルトの如きも、ランケを初めワツランバッハ (Wattenbach) ギーゼブレヒト (Giesbrecht) 等諸氏の研究に據れば、法皇派に屬して居る著者の態度は間々公平を欠いて居る點があるから、其記述は全然信頼するといふ譯には行かないのである。エツケハルトの年代記も矢張大体に於て法皇の方に好意を有して居るものである。プルノアのザクセン戦記に至つては全くヘンリ四世に敵意を表せるザクセン人の意向を代表して居るものであり、又ベルトールド及ベルノールドの如きは極端なる法皇黨として皇帝に烈しき非難攻撃の矢を放つて居る。是等に反して有名なヘンリ四世傳は、其の著者は、不明であるが、帝に對し徹頭徹尾其徳を頌し熱烈な同情と崇敬の念を捧げたものである。而も文教の權が寺門に歸して居つた當代に於て、ヘンリ四世は假令尠らざる味方を教界に有して居つ

たにせよ、兎に角教權の代表者を敵として闘つたのであるから、此時代の記録を遺して居る多數の僧侶は概ね強き反感を懷いて彼の行跡を筆に傳へて居るのであつて、甚しきに至つては帝の私的生活に對しても激しき嘲罵を加へたのも多いのである。

することが出来るであらうと考へられるのである。さて是らから本題に入るに當つて、先づ帝の治世以前に於ける獨逸國家の狀態を一應觀察しなければならぬ。

## 二 ヘンリ四世以前の獨逸國家

九世紀の初頭カール大帝はフランク王國在來の政策を大成して、羅馬教會と相結び古帝國の舊制を模倣し公權を確立するによつて西歐に偉大なる統一國家を組織することが出來た而も大帝の死後帝國分烈し混亂の狀態に陥つたが、東フランク即ち獨逸方面でもカロリಂಗ朝の衰滅と共にゲルマニ固有の部族的割據制又々復活し來り、各部族の首長ヘルツォーグ即ち公が次第に有力になつて來る上に、地方官であつた洲伯(グラーフ)は領土官職を世襲し私的服屬關係の下に立つて居る家臣從僕を擁し、封建的諸侯貴族國內に分立割據する形勢は漸次顯著となるに至り、一般人民は軍務と所

る。帝は其死後迄も教權の迫害を蒙つて、暫し遺骸の安息所さへも得られなかつたが、同時にその行跡も敵手の所傳に委ねられて悪し様に評判されるやうになつたのである。それであるから當時の真相を捉へやうとするには、諸記録に現れて居る政教上の黨派的偏見を除いて嚴重に事實を確めて行かねばならぬ。然しながら斯様に強烈な反感が影響を反ばして居るのは、主として政教衝突の問題諸勢力の黨派的軋轢争闘に關する方面であつて余輩が説かんとする獨逸の國家組織社會勢の變轉、これに關する皇帝の政策に就いての資料を得る爲には、比較的完全に是等諸記録の記事を適用

有地に離れて公民たる資格を失ひ隸屬の境遇に沈むことゝなつたから、大帝の理想として居つた集權的統一國家の制度公權の支配は全く廢れて、割據主義部族的精神が勢力を回復し私權的關係の跋扈する時代となつた。斯様な状態にあつた獨逸國家に君臨して、兎に角或る程度迄國內の統一を固め、外蕃を擊攘し、伊太利に勢力を伸べて法皇を擁護し、帝冠を受けてカール大帝の偉業を再興したのは云ふ迄もなくザクセン公から出たオットー一世其人である。帝は羅馬法皇を自己の勢力圏内に擁し、自ら西歐基督教世界に覇たるの抱負を以て所謂神聖羅馬帝國を建設し、爾後の獨逸の諸君主にカール大帝の後繼者たる獨占的榮譽を擔はしめたのである。然しながらオットー一世の國家は其實質に於て、カール大帝の統治したフランク國とは大に趣きを異にして居るのである。帝國を許多の行政區劃に分ち地方官を派して行政軍事裁判

を司らしめ、劃一的法令を發して集權的統治を行つたカール大帝の國家と、封建諸侯分立の勢成り動かすべからざる私的服屬關係で結ばれて居る諸勢力が割據對峙し、部族的地方的習慣が尊重されて政令一般に行はれず、公民影を沒し兵制廢れて隸民私兵の他を求むることが殆んど不可能であつたオットー一世の國家とは、其間に甚しい懸隔があることは何人も容易に看取し得る所であらう。オットー一世は斯の如き諸侯割據の分權的傾向の強い國家に君臨して、如何なる政策により王權の確固國家の統制を圖つたであらうか。即ち他なし、彼は神聖羅馬帝國建設の理想とした政教合一の大主義を國內統治の上にも適用したのである。帝は莫大の領土を教會寺門に寄進し、是等の寺領には許多の特權を賦與して俗權の支配から免れしめ、この新勢力を以て王權擁護の瓜牙たらしめたのである。此政策は爾後の歴代君主が蹈襲する所とな

つて寺院に對する贈與寄進は益々盛に行はれたので、寺領は全國に亘つて愈々増大し、所謂宗教的諸侯は俗的諸侯と相並んで有力な國家の分子となつたのである。而も是等宗教的諸侯は孰れも忠實な國王の輔翼であつて、平時は重要な國政に參與し、一朝有事の際は配下の騎士軍を催して國君の旗下に馳せ參するのである。宮廷と寺門との關係は極めて密接であつて、王室附屬寺院（*Reichskloster*）は全國僧職の養成所であり、其院主（*Reichsabt*）は宮廷に於ける文書部長官（*Reichskanzler*）の要職を占めて居る。後にこの兩職を兼ねたマインツの大監督やこれに次いで勢力を得たケルンの大監督（*Erzbischof*）の如き、國政の要路に立つて偉大なる勢で政道を左右したのである。彼等は國王の擁立に關しても次第に有力な參與者となつたのであつて、かのザリエル朝初代の君王コンラード二世撰立に至つては確かに監督等の勢力に依つ

たことが多大であつたのである。皇帝の征旅に隨行する騎士軍の主力は常に寺門の家臣であつて、かの威權一世に振ふたヘンリ三世の、有名なる一〇四六年の羅馬征行（*Romzug*）に際しても獨逸の宗教的諸侯は孰れも其配下に屬する騎士軍を率ひて其幕下に參じ其行軍を壯んならしめたのである。フランク王國では官廷を支持する物資は全國に散在する廣大なる王室領の莊園から仰いだのであるが、オットー一世以後の獨逸の王室を支持するものは寧ろ主として寺領であつたのである。寺門の領主は他の封建諸侯の如く國王に對し單に軍事上の義務を負ふたのみでなく、經濟上に於ても宮廷に對して重要な役目を果たして居つた。ゲルマニの風習で依然定住の都府を有して居らぬ國王は、多くの場合僧正在任の都市に轉々行在所を移すのを例として居つた。僧官が俗界の諸侯の如く世襲でなく、其任命權は皇帝が全く自由に行使

することが出來たのは確かに彼等が王權擁護の職責を盡すべき要件であつたことは勿論である。其上歴代の國王は僧官が俗界諸侯のやうに部族的地方的利害に結び付かない爲に、或可彼等を其出身地とは隔絶した地方に赴任せしめるやうにした。それであるから寺門の領主はよく國家の中央權力と其利害を合致せしめて王權の支柱となり羽翼となることが出來たのである。

寺領の支配經營は當時の社會上經濟上から觀て亦重要な意義を有して居つたのである。公民たる資格を失ひ隸屬の境地に沈淪した一般民衆は唯一の安寧平和の途を教會の保護に求めたのである。攻伐争鬪の己む暇もない不穩な世の中に、王權と寺門の勢力とが協和して連鎖を造つて居る國家組織は、兎に角民衆にとつて恩惠の深い庇護保育の天地であつたのである。さればこそ、十一世紀に入つて、諸侯の跋扈跳梁甚だしく王權も教會の勢

力も極めて微弱である隣國佛蘭西に於て、俗權の迫害を蒙る教界が塗炭の苦に惱んで居る民衆と一致して所謂「神の平和」*Treuga Dei*、*Cotteshrieden*を宣し、信仰の念敬虔の心に訴へて或期間干戈を窺むことを勵行する風が各地方に行はれ、大諸侯の中でも此運動を贊助したのもあつたが、獨逸方面では斯様な要求が起らず、佛國と境を接する地方の監督も冷然たる態度でこれを傍觀して居つたのである。即ち當時獨逸では下級民が佛國に於ける程困迫に瀕しないで王權並に寺門の勢力下に保護を受けて比較的安易に發達して行くことが出來たのである。カール大帝の時代には王室領莊園の經營がよく組織立つて秩序整然と見事に行はれていつたことは、かの有名な莊令で察知せられるのであるが、後の獨逸王國では大帝時代に大分勃興の氣運に向いて居つた世俗的文化が全く地に墜ち、オットー一世時代の開明も只寺門教會が代表

する許りで一般俗界は晦蒙の境を脱することか出来なかつたから、王領の經營は觀るに足るものがなく、之に反して寺領莊園は寺門配下の役吏によつて極めて手際よく經營され、其組織制度將た成蹟は實に稱賛すべきものがあつたので、當時に於ける國民經濟上寺領の意義は頗る重大であつたことは注意すべきであらう。

上述の如く獨逸の教界は王權と結托して莫大なる領土許多の特權を享受し國政に參與して中央權力の支柱輔翼となり、國王はこれに依つて國家組織の統一を保つことが出來た。高遠の理想絶大の抱負を懷いたヘンリ三世は、西歐基督教世界の盟主たる意氣を以て羅馬法皇を制し其廢立を自由にし主として治下獨逸出身の僧官を之に任じ、當時佛國クルニー僧院から起つた教界廓清運動に對しても帝自ら指導者たる位置に立つて革新を勵行し宛然政教合致の最高權威たる觀があつたが、國內

に於ても帝の時代はオットー一世以來の國家組織の骨子たる王權と寺門勢力との和協が最もよく行はれ、帝は宗教的諸侯を手足として集權的統治に努め、俗界諸侯の勢力を威壓することが出來た。(1) 斯様な國家組織が次帝ヘンリ四世時代に至つて如何なる動搖を來すであらうか、これ本篇の主要なる論點の一である。

### 三 ヘンリ四世の國家政策

前節に述べたやうな國家と教界との合致王權と寺門勢力との和協を基礎として居るオットー一世以後の國家組織が、ヘンリ四世時代になつて動搖瓦解するに至つた主因は、内外二方面に存して居るやうに考へられる。内部的要因はヘンリ四世の國家政策である。

帝は從來の諸君主が主として執つて居る教界偏重寺門依據の政策を疎外して、王室其自身の勢力を扶植培養することによつて王權を確立しやうと



計つたのである。この政策は決して帝によつて初めて試みられたものではなく、斯様な方針に傾いた最初の君主はザリエル朝第一代のコンラード二世其人である。この人は即位以來王領の經營に意を用ひ寺領の制度に倣つてかのミニステリヤル (Ministerials) の階級を養成し、其手によつて王領の莊園の開發に努め今迄盛んに寺門に寄進された風習を抑止し、且つ幾分は其回收に着手したのである。ライン方面に存在して居つた家領に前王朝の所領であつたザクセン、チュリンゲン地方の王領を加へ得たコンラード二世は今や是等諸地方の經營によつて王室の主要なる支持力を確めやうと計つたのである。帝は又この爲に王室直參の下級武臣を保護しミニステリヤルの階級を重用して宮廷政務の一部をも是等に委任し、寺門を離れた獨立的勢力を王家の周圍に築き上げやうと試みたのであつた。帝が盛んに僧官の賣買を行つてライン流

域の富裕な監督領から多大の利權を獲得したのも亦教會の繁榮よりは王室の富源を漁るに急であつたによることも觀察せられないとはいはないであらう。而も彼の跡を繼いだヘンリ三世は、前にも述べた通り政教合致を理想として居る敬虔の念頗る強かつた君主であるから矢張オットーの政策を遵奉し教會の勢力を王權の基礎としたのであるが、猶帝はザクセン、チュリンゲン地方の王領支配に重きを置き、殊にかのゴスラー (Goslar) に前代に比なき王宮を築いてこれを將來に於ける國王定住の宮都となし、(勿論ゴスラー宮の起原は更に古い時代にある) 是迄の如き行在所巡廻の風習を罷めこの地に帝權の中心を置き、主として附近の王領から收納する資財でこれを支へて行かうと計つたのは、多少とも彼が寺門依據の根本政策を裏切つて居るものである。

一〇五六年ヘンリ三世は尙春秋に富める身を以

て世を去り、繼嗣ヘンリ四世は未だ六歳の幼年で位に即き母后アグネス(Agnes von Poitou)が攝政となるに及んで國家の前途は頗る憂慮すべき有様となつた。是迄父帝の下に威壓されて居つた諸侯は孰れも此機會に吞噬の慾を逞うせん、王權を蔑ろにして我儘の振舞をなし各自の勢力を張らうとするのである。これに對して教會の勢力はいかなる態度をとつたであらうか、彼等は一面俗界諸侯の壓迫に對し自衛の途を講じたのであるが他面に於て是迄王室に依附し莫大の土地許多の特權を獲得し、既に殆んど獨立的勢力を保ち得るに至つた彼等は、今や幼沖の君主を擁して政權を全く自己の手中に收めやうと欲したのである。それで動やごもすれば彼等を疎外する傾きがある母后を一〇六二年政局から遠けてからは、少き國王は全然國內僧官等の輔育の下に置かるゝことゝなつた。而も彼等僧官の間に於ても前代優越なる權力を握

つて居つたケルン大僧正アンノ、ブレーメン大僧正アダルベルト(Adalbert)は交々政權を其手中に收め、競うて自利我慾を計り國家の利益を犠牲にして自己の勢力を伸ばそうと努めたのである。即ち從來國王の手足となり帝權の輔翼であつた僧官は、今や王室を制して獨權勢を擅まゝにしやうとするに至つた。斯様に諸侯の暴狀僧官の擅權に眞に安んじて依頼すべき味方を有せない間に人と爲つたヘンリ四世は、一〇六五年親ら政を聽くに及んで、父帝と異つた國家政策に傾くに至つたのは蓋し當然のことであらう。即ち彼はコンラード二世が初めて着手した教會勢力疎外、王權の獨立的發展の政策を踏襲するに至つたのである。一〇六六年アダルベルトが反對派の要請で宮廷から退けるに及んで、王は愈々新政策の遂行に努め是迄監督等の手に委ねられた僧院領を回收して王室の直接收益を増し、ザクセン、チュリンゲン地方の

王領經營に努め、同時に此方面に多くの城砦を築きシユワーベン地方の直參武士から成つて居る守備兵を駐屯せしめて、王權の基礎確立を計つた。該地方に築造された城砦中、殊にハルツブルグ(Harzburg)はハルツ山地の北邊に位して其堅要壯觀誇るに足るべきものであつた(1)而して王は國家の政務をも主として宮廷侍伺の近臣殊にミニステリヤルの會議に聽き、其建策を用ひ僧官の干渉を遠ざけ諸侯の會議賛同を待たずに大事を執行する方針を執つたのである(2)そこで國內諸侯の反感は著しく起り最も親近の關係にあるべきシユワーベン公ルードルフさへも不満を懷に至つたが、殊に王に對する反抗的氣勢を嵩めて來たのはザクセン地方の諸侯貴族等であつた。此方面に王が頻りに城砦を築造し守備を置き王權を張るのを不安に感じた彼等はオットー・フォン・ノルドハイム(A to von Nordheim)といふ有力な人物に統率され、

城砦築造と守備兵駐屯の爲に役使され(4)不平に思ふて居る一般農民をも煽動して、遂に、一〇七三年大反亂を起すに至つた。是時に際し王は自己に直屬して居る兵力の大部分は城砦守備に當てゝあるから矢張諸侯僧官の軍隊を手頼らねばならぬ。而も既に王の政策に不満を懷いて居る諸侯僧官は殆んど皆中立的態度を持して王の召集に應せず、却て多くはザクセン叛軍と歡を同じ王の廢位を企圖するに至つた。即ち彼等はマインツに諸侯會議を開いてヘンリ四世の廢立問題を議せんとするに至り、王は孤立援無き窮狀に陥つたのである。

(1)以上の所説は Giesebrecht, Geschichte der deutschen Kaiserzeit Bd. 1-3; Nitzsch, Geschichte des deutschen Volkes Bd. 1-3; derselbe, Das deutsche Reich und Heinrich IV (Hist. Zeitschr. Bd. 45); Steinhäuser, Geschichte der deutschen Kultur 等に據る。  
 (2)Bruno, 戦記一六節 Lambert, 1073 の條參照。  
 (3)Lambert, Bruno (c. 114) の各所に散見す。  
 (4)Bruno 戦記一六節 Lambert 1073 の條參照。